

## 「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」 の開示に関する取扱い

「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」は、必ずしも決算に関する情報でないことに加えて、迅速な開示を図る観点から、決算短信から分離し、独立した開示を求めることとしています

### 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、有価証券の発行者の適時開示等に関する規則（適時開示規則）第1条の2第1項に規定する水準へ移行するための当該発行者の「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」の開示が必要になります。

当該開示につきましては、事業年度経過後3か月以内にT D n e tでご登録いただくようお願いいたします。なお、決算短信と同時に開示する場合におきましても、決算短信とは別の資料として取りまとめ、別途、開示して下さい。

開示内容につきましては「別添3 別紙1」、開示（登録）方法につきましては「別添3 別紙3」をご参照ください。

平成19年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用となります。

### 親会社等に関する事項

親会社等（親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。）を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、当取引所が定める親会社等に関する事項を開示が必要になります。

当該開示につきましては、事業年度経過後3か月以内にT D n e tでご登録いただくようお願いいたします。なお、決算短信と同時に開示する場合におきましても、決算短信とは別の資料として取りまとめ、別途、開示して下さい。

開示内容につきましては「別添3 別紙2」、開示（登録）方法につきましては「別添3 別紙3」をご参照ください。

平成19年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用となります。

**【添付資料】**

- 別紙 1 投資単位の引下げに対する考え方及び方針等
- 別紙 1 「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」の開示に係る記載事例
- 別紙 2 親会社等に関する事項
- 別紙 2 親会社等に関する事項に係る開示例
- 別紙 3 TDnet における「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」の登録方法等について

以 上